

中国における行政機関による個人情報取扱について法的規制

—個人情報保護法を中心として—

鄭コイン (ZHENG HAoyING)

Keywords : アルゴリズム的行政、個人情報保護、デジタル行政、アルゴリズム制、

1 目的

中国はデジタル技術と人工知能 (AI) の発展において世界をリードする国の1つとなっており、アルゴリズムによる行政の導入も急速に進行している。中国政府はアルゴリズムを政策決定、監視、社会統制など様々な領域で活用しており、個人情報保護に関する問題が浮上している。中国の個人情報保護法は、民間事業者と行政機関の2種類の主体を規律の対象としている。本研究の主要な目的は、行政機関が個人情報取扱者である場合に、法令上の事務の遂行のために個人情報を取り扱う法的根拠と法的責任について、以下の点を明らかにする。

A. 行政機関と民間事業者を同じ法律で規律しているが、共通に個人情報保護に係る法制度が適用されるか。すなわち、公的部門による個人情報の取得や利用、提供に関しても「インフォームド・コンセント」が求められるか。

B. 法令上の事務の遂行に個人情報の取扱が必要かどうかについての課題

C. 公的部門が個人情報取扱者である場合の法的責任についての問題点

2 方法

法的文献の分析: 中国の法律、裁判例を分析し、アルゴリズムによる行政に関する法的規制の変遷を調査する。事例研究: 中国におけるアルゴリズムによる行政の具体的な事例を調査し、個人情報の取扱に関する実務上の問題点を検討する。

3 結果

A. 中国の個人情報保護法は、主に民間事業者による個人情報の取扱を規律するものである。行政機関が個人情報を取り扱う場合、個人の同意が前提条件とされていない。

B. 法令上の事務の遂行に個人情報の取扱が必要かどうかについて、行政機関が個人情報取扱者である場合に対する規定が足りない。

C. 個人情報保護法での法律責任の大部分は民間事業者に課されるものである。行政機関が個人情報取扱者である場合の法的責任は、行政システム内部の是正と処分のみである。

4 結論

以上により、行政機関が個人情報取扱者である場合において、法規定の空白と法的責任の不備などの問題点が示される。これらの問題に対して、解決策や改善のための提案を示す。例えば、個人情報保護法の改正、行政機関のガイドラインの整備、監督体制の強化などが含まれる。アルゴリズムによる行政は、中国の行政改革と法的規制において新たな課題を提起しており、その解決に向けた研究を行うことが求められる。

【主要参考文献】

宁园「健康码运用中的个人信息保护规制」『法学评论』2020 (6)。

彭鐸「失信联合惩戒行政诉讼救济困境及出路」『东方法学』2021 (3)

程啸『个人信息保护法理解与适用』中国法制出版社2021年版

Jack Balkin, The Constitution in the National Surveillance State, 93 Minnesota Law Review 1, 3 (2008).